

ガス体エネルギー改革勉強会（第6回） 議事要旨

1. 日時 平成13年9月3日（月）10:00～12:00
2. 場所 財団法人エルピーガス振興センター 会議室
3. 出席委員
石井（晴）委員長、浅野委員、石井（誠）委員、大内委員、小澤委員、倉持委員、重松委員、末光委員、高須委員、竹澤委員、伊達委員、手嶋委員、西田委員、村田委員、矢野委員
4. 議題
 - (1) 「ガス体エネルギー産業に係る保安規制に関する論点整理（案）」
 - (2) 「DME 検討会報告書」
5. 議事次第
 - (1) 開会に続き、事務局高邑課長補佐より資料1、参考資料1、参考資料2、参考資料3に基づき説明があり、その後以下のような自由討議がなされた。

総論的な話で2点ある。1点目、保安規制の検討会の中で、国際的に日本の事故件数は非常に少ない、保安のレベルが高いという話がたくさん出ていた。検討会ではデータを前提とした議論が必要ではないかという発言が多かったので、そこは意識しておく必要がある。「論点整理(案)」の点線の中は意見なので、検討会の基本として取り上げているなら、点線の上を書くべき。

2点目、マイコンメータの普及でLPガスの事故件数は大幅に減少したが、ここ1～2年少し増加中である。この点については、マイコンメータは設計どおりの効果を出してきたが、設計上まだ防げないものが残っているという認識の中で議論すべきである。

LPガスの使用形態が、国民性、暖房や料理の仕方によっても少し違うのではないか。詳細にどういうレベルで事故が発生しているのかというところまで、出来れば調べていただきたい。それによって打つ手も違ってくる。

国際的な保安のレベルについては、大島先生がデータをお持ちのはずなので、それを出していただけるよう事務局にお願いしたい。

それから、資料1の5ページの論点5「保安規制と事業規制との関係をどのように考えるか」の論点の所在に書かれている『一方、LPガス法及び高圧法は事業の許可制でなく、保安規制については・・・』の文章にこだわりがある。高圧法はそのとおりだが、LPガス法は許可制から登録制に変わった。しかし、業界は許可に近いものと受け止めている一方、役所はあくまで登録であり事実を認定しているだけだとしており、両者の受け止め方が極めて異なっている。この文章では“許可制でなく”という言い方でなく、“登録制である”と表現すべきではないか。ここは今後に係る問題である。

当初LPガス法を作り事業を許可制にした時には、技術的能力（これは施設許可でもある。）だけでなく、経理的基礎を許可基準とした。これは事故が起こった場合、確実に補償ができることを要件にしたものであり、そのために賠償保険体制を作ろうということで、保安共済事業団などを作った。それが登録制にかわった今でも制度として残っている。

したがって、この文章が「施設許可だけだ」と受け取られるとすると、非常におかしなことになる。個々の施設許可では保険などとは言えないわけで、事業許可だから保険もやってくれと言っているところを、極めて単純に割り切って、LPガスは施設許可だけであり、都市ガスは事業許可だという整理をされると今後の議論を誤ることになる。

今後事業規制がどうなるかは不明だが、保険規制を議論する時に、都市ガスは事業も保安も一本であり、したがってアンバンドリングには反対と主張している。LPガスは、率直なところあまり関心はないが、事故があれば全て自分の所で処理すると業界全体が割り切って考えるならば施設許可ということでもいいが、それでは心配だというのなら、事業登録なり、何らかの制度を残す必要があるのではないか。

この文章では「施設許可だけだ」と受け取られるような表現になっており間違いであると言いたい。

私としては現在のLPガスの保安対策はパーフェクトだと思っている。費用対効果も考えて、これ以上やると、価格が上がり消費者がもたない。

ソフト面で、安全な使い方に関する注意義務の教育との連携を、業者と消費者、また役所も一緒になってやれば、事故はもっと少なくなるのではないかと思う。

全くそのとおりだと思う。しかし、消費者はどういうものを使ってどういう安全確保が必要だ、という意識が残念ならない。自分たちが命を守るということを消費者も考えなければいけないし、自己責任は非常に大事だと思うし、高齢化社会の中で、高齢者の操作ミスもたくさん起きてくるだろうと思う。そうすると、消費者が興味を持ちやすい契約価格、そういう部分からトータルで情報を開示していただき、消費者も自己責任を負うという相互間の姿が望ましいと思われる。

マイコンメータの普及が 99.1%からなかなか 100%にならない。LPガスと都市ガス双方で、それぞれの機器の持つ特性をもう1度比較検討され、ヒューマンエラーも相互に持ち寄って、1つのテーブルで検討することは、より一層の保安の確保につながるのではないかと期待している。

S型双方向メータの集中監視のデータがあるのでご紹介すると、181,000件の取り付けに対し、1年間に13,282件の遮断情報がある。また、継続使用時間等の警報情報が1年間に21,147件ある。これらすべてマイコンメータが働いて事故にならなかったものだとすると、マイコンメータを付けていないところはやはり早期に付けなければだめだと思う。マイコンメータの効力はパーフェクトに近いと思う。

(石井委員長) 参考資料3の4ページに、LPガスは設計段階で12年度は4件、施工で14件という数字がある。都市ガスは設計でゼロ、施工で2件である。この辺の原因はどのようなところなのか。

(事務局) 設計については、メーカー側の機器などの設計不良を原因とする事故である。施工については、LPガス事業は排気口の施工不良、ボンベの接続不良といったものが多い。

1～2年前に、強制循環して泡が出る風呂で髪の毛が絡まって引っ張られたというのがあったが、あれもLPガスの事故としてカウントされているのか。

業者がそういった事故についてLPガスの事故だと報告することはまず有り得ない。

自由化のとき、最初は危険なので保険や担保のところをよく考えるべきだと思う。

保険を現在の事業団制度で掛けるのか、自分で掛けるのか結論は出ていないと思う。これからの議論になるだろう。

保安3法の報告すべき事故の基準がばらばらで、その数字を比較しているので、全く信用できない。報告すべき事故の基準を統一した上で統計を取ってそれを比較する、その上で保安のレベル、どこが問題でどこがいいということをはっきりさせて規制を考えるべきである。

少ない事故件数なので、根拠や内容など、事例まで明らかにされていれば非常に検討しやすいと思うが、「製品事故情報」のようなものは出ているのか。

一番わかりやすいのは消防法のデータ数だが、この10倍ぐらいある。これも基準はよくわからないが、出勤回数と言われており、事故ではないものも入っている可能性がある。しかし、各エネルギーについて同じ基準で出しているので、消防法のデータはそれなりに使っている。それとこれとの整合性について、一度整理された方がわかりやすいのではないか。

(石井委員長) 火災のときの対応など、LPガスは安全で、火災のときは一番早くボンベ取り外しを消防署の方でもやっていただいているということも大いにPRしていただくことをお願いしたい。

一般ガス事業者、LPガス事業者もそうだが、規模の格差が非常に大きく、同じ保安でも価格の格差が大きくなる。今後の保安規制の在り方については、ある程度規模のことも考慮すべきではないかと思う。

プロパンと保安を一緒に売って欲しい。それに堪えうる企業であって欲しい。保安規制はもともと社会的規制としての最低基準である。そこは理解して欲しい。規模別保安の取

り扱いに無理がある。

それ以上にやるのが自主保安で、よい例が集中監視システムである。これは保安もあるが、むしろ中心は流通の合理化である。規制してみたものの現にちっとも動かないが、それはそれで良いけれども、マイコンメータがあればまず事故はない。それにプラスしているわけで、今度の改正では、少なくとも集中監視システムの法規制はやめるべきだと思う。費用対効果に無理がある。しかし、最低限の規制は守って、ガスと保安は一緒に売って欲しい。仮にそれができないのであれば、事業を転換すべき。保安の確保はプロパンの特性。

最低限の基準を守らないということではない。今、保安で一番問題になっているのは、埋設管と不燃防の付いていないものである。埋設管は金がかかる。大手だから出来るということがあるので、規模で分けられたらと思う。規模が大きいところは自分で出来る。規模の小さいところは、共済事業团的なものを作って同じようにすればいいのではないか。

参考資料3の事故発生場所の区分整理が、私たちが一般的に使うL Pガス事業の上流部分、中流部分、下流部分とかなり違う、きちっと整理しておくべき。また、ここに書いてある下流は家庭用だけだが、高圧ガス保安法ならびにガス事業法の関連を見ると、業務用固有の分野も入ってくるはず。さらに、中流のところにL Pガスのスタンドがあるが、これはお客様が来られるところなので下流なのではないか。

都市ガスとL Pガスでは元栓とメータというところで責任の区分けがあるが、ここの整理は大変重要ではないかと思う。時間をかけてやるべき。

L Pガスの保安に関して、一般消費者から見ると大手は安心で中小零細は危ないとはとんでもない話である。埼玉県を例にとると、認定販売事業者としてまじめに一生懸命保安に貢献しているのは全部中小零細企業であり、企業が大きければ保安のレベルも高いと誤解されては非常に困る。そのためにも、自分たち自身でお客様に対していろいろな周知の仕方を工夫していかなければいけない。

また、埼玉県では、認定を取ったがために逆に厳しい審査を受けている。重箱の隅をつつくようなかたちでメータの基準や台帳検査までされ、出来ていなければ認定を取り消すと調査官に脅かされている。ぜひ認定販売事業者、努力している方々、先にやった方々が、

馬鹿を見ないようにしてほしいと思う。

安全機器の普及について、普及率が 99% であと 1% という話があったが、その辺をまずつぶしていくことも事故の件数を減らしていく大きな論点になると思う。

総論的な話よりも、個々のお客様、特に 60 歳以上のお客様に対してどういう保安措置をとっていくかなど、各論の話で、2,600 百万世帯のうちの事故件数 2 桁を 1 桁にもっていくことが必要ではないか。

基本的には事故を少なくするということだと思うが、2,600 万世帯の中の 70~80 件をゼロにするのは不可能ではないか。ただ、ゼロに近づける努力は当然必要だろう。

事業と保安が別になっている中で、マイコンや集中監視システムという非常に高度な機器を開発・導入し、消費者保安の取り組みを進めていることを、LP ガス業界としてもっと PR すべきではないか。

事故の内容については、原因を分析することが必要。都市ガスと事故件数を競い合っていてもしかたがないので、事故がどこに起こっているかという究明が大切だ。

当社も集中監視システムを行っているが、費用的に相当重い。保安のインフラをこれ以上進めるには、費用対効果が最大限まで来ているのではないかと実感する。

保安対策について、消費者に対してあまり PR をすると「では電気にするか」となり、消費者に接する方法はかなり難しいのではないか。LP ガスの保安対策はこの辺で十分いいのではないかと感じる。

各論の論点 1 として、都市ガス業界と我々の業界の、インセンティブなどいろいろな問題を、できれば統一していただきたい。

論点 2 は、保安の区切りをお客様がわかりやすいようにすべきである。

論点 3 は、きちっとした認定機関のようなところでルールをきちっとすれば、別に問題ないのではないか。当社は保安について、消費者段階での技術能力は十分っており、自信がある。

保安検討会では、LP ガスについてはまとめやすいと思う。

また、事業規制については、ガスと電力は在り方が違うのだから、ガスの検討をやるから電力に影響が及ぶということはない。あるいは、電力の検討を早くスタートすればいい。

(2) 続いて、事務局高邑課長補佐より資料2に基づき説明があり、その後以下のような質疑応答がなされた。

DMEの位置づけは、例えば光や水素などと比較してどうなのか。

(事務局) DMEの導入の意義については、エネルギーセキュリティから考えると、中東からの脱却、原料の多様化、新しい需要開拓というところがキーポイントになる。

特にLPガス業界にとってDMEがどう位置づけられるかというところ、LPガスの供給安定化というところが一番大きいと思う。

いずれにしても、DME、光、水素などいろいろなエネルギーがこれから開発されてくると思うが、コスト、CO₂排出量などエネルギー間の競争もあるだろう。バランスのとれたエネルギー構造を構築することが重要。

DMEについては、CP対策のひとつとして考えているということがサウジに伝われば、それなりに考えるだろう。また、LPガスの供給の脆弱性を補うという意味もある。これから先、家庭に届くときにコストがどうなるかに大きな関心がある。

以上